

## 《研究ノート》

# オルタナティブ・トレードの背景と そのパースペクティブ

池上 甲一\*

### I. はじめに

メキシコのカンクンで開かれていた第5回WTO閣僚会議は、その期間中に合意を見ることができずに閉幕した。その主要な理由はいわゆる先進国と途上国の利害対立であるが、より本質的な理由は、これまでのガット/WTOの貿易交渉において、常に途上国が実質的な交渉と意思決定から排除されてきたという世界貿易体制のゆがみに求めることができる。カンクンでは、21の途上国が集まり、共同提案を出してなまなかの妥協案では懐柔されないという姿勢を貫き通した<sup>1)</sup>。

カンクンで示された途上国のいわば「目覚め」は、実は1999年のシアトル閣僚会議でもその端緒が見られた。シアトル閣僚会議では、WTOの新規交渉（ラウンド）を立ち上げることに失敗したが、その最大の理由は、従来行われてきた密室型の「グリーンルーム」交渉方式に対して、途上国がその不透明性を批判したことにある。農業とサービスの分野だけは、ガット・ウルグアイラウンドの際に、「改革の継続」がいわば合意の条件として協定に盛り込まれ、2000年に再交渉を始めることになっていたもので、シアトルの失敗があっても「ビルトイン・アジェンダ」として2000年から細々と交渉が始まった。しかしそれも、新ラウンド待ちという雰囲気が強かった。ようやく、2001年のカタール

\*いけがみ こういち、近畿大学農学部

1) 共同提案国は当初16カ国だったが、カンクン閣僚会議までに20カ国、直前に21カ国となった。なお、この間に当初提案国1カ国が抜け、新しく1カ国が加わっている。

ル・ドーハ閣僚会議で交渉の立ち上げに成功したものの、途上国の主張を取り入れて従来の「ラウンド」という呼称は、「ドーハ発展アジェンダ」という言い方で呼ばれることになった。

シアトル、ドーハ、カンクンと続くWTO閣僚会議における途上国の団結は、まるで1960年代から1980年代初頭にかけて国連、とくにUNCTAD（貿易開発会議）を舞台として盛んに議論された「開発の10年」「新国際経済秩序（NIEO）」「国連南北包括交渉（GN）」といった動きを髣髴させる。このときは、余りにもイデオロギッシュであったりOPECの資源ナショナリズムが突出したりしたために、「南北問題」への国際的関心は大幅に後退してしまった。そのため、途上国の主張は、1980年代半ばから1990年代にかけてODAを中心とした「現実的」対応に移ってきた〔谷口 2001〕。しかし、南北格差は縮小するどころか、「単なる経済的格差にとどまらず、政治や情報や『文化』にまでわたる複合的な社会システムとしての格差にまで深化している」〔池上 2003: 170〕。

シアトルからカンクンに至る過程は、途上国の明確な自己主張とともに、途上国を支援する多くの非政府組織（NGO）の活発な活動によっても特徴付けられる。チョムスキー〔2003: 178〕はシアトル閣僚会議の失敗を、世界の人々の大きな部分が「民主的権利、自己決定の自由への明確な攻撃に反対し…特定の利害と利益優先主義、ごく一部の人たちによる支配にすべてが従属させられることに反対し」たからだと評価している。途上国やNGOの声を無視することはできなくなり、「少なくとも民衆を考えに入れれば合意とは呼べない」「非民主的な」「国際経済の取り決め」〔チョムスキー 2003: 178、182〕が、世界貿易を規律することのおかしさに多くの人たちが気づき始めている。

以上のような世界の潮流を背景にして、近年、オルタナティブ・トレードあるいはフェアトレード（公正貿易）、さらには民衆貿易（交易）、草の根貿易、倫理貿易（ethical trading）といった取引形態が注目されている。いずれも、後述するような「主流派」の貿易体制を問い直し、新しい貿易のあり方を提示しようとしている。ここではさしあたり、それぞれのニュアンスの違いを捨象し、「主流派」貿易への代替という意味をこめてオルタナティブ・トレードと総称し

ておきたい。

本稿では、オルタナティブ・トレード登場の背景とその実践経過、ならびにオルタナティブ・トレードをめぐる議論のありかを簡略に述べてみたい。なお、オルタナティブ・トレードは交易形態だけを問題にするのではなく、生産者の生活向上・社会的自立と環境負荷の軽減をも視野に入れている。あらかじめ、注意を喚起しておきたい。すなわち、農法のあり方もオルタナティブ・トレードの射程に入っているのである<sup>2)</sup>。

## Ⅱ．南北問題と主流派トレード

一次産品の国際商品市場は、実質的に寡占企業によって支配されている。穀物貿易では穀物メジャー上位6社が1970年代末に主要輸出国・地域の輸出量の8割以上を占めるようになったし [クレプス 1993]、コーヒー市場はカーギル、ヴォルカート、日本の総合商社のような貿易業者とゼネラル・フーズやネスレのような巨大製造業者の手中にある。このような寡占的競争市場の下での「自由化」とは、大規模多国籍企業がいっそう活動しやすくなることを意味している。そのことは、たとえば環境や健康に関する規制や商品規格など、貿易利益の拡大にとって邪魔になる国境障壁を削減し、多国籍企業の行動の「自由」を確保するかたちで現れてくる。それは、「多国籍企業にとっての自由な市場」 [GOLDSMITH 1990] を整えることに他ならない。その結果、世界のモノとサービスの貿易に占める多国籍企業のシェアは3分の1にも上ると推定されている [EFTA 2001: 16]。

このような貿易拡大はこれまでのところ、南北問題の克服に有効な手立てを打つことができずにいるどころか、むしろそのバラ色の予測とは逆の方向に作

---

2) なお、本稿は科学研究費による「農水産物のオルタナティブ・トレードによる経済成果と社会へのインパクトに関する比較研究」(研究代表者：池上甲一、課題番号12572033)のうち、筆者が担当した理論的・歴史的考察を要約したものである。詳細は、同報告書を参照されたい。

用していることさえある。南北問題にはさまざまな側面があるけれども、比較的是っきりしていて対処しやすいかに見えた経済格差さえ、最初に国際舞台で問題になった1960年代よりも是正どころか大幅に拡大してきたのが実情である。チョムスキー [2003: 180] は、貧しい国と豊かな国の経済格差が19世紀初頭の3倍から2000年に60倍にまで広がったという「フィナンシャル・タイムズ」の試算を紹介している。さらに、グローバリゼーションの下では国別格差とともに、個人間格差も大きく広がっている。UNDP [1999: 31] によると、北の国に暮らす世界の所得階層で最上位5分の1に当たる人たちが輸出拡大による利益の82%を、さらに外国投資の68%を享受しているのに、最下位の5分の1の人たちは1%にも満たないと警告している。

しかし貿易と投資が、現代社会において不可欠の重要性をもつことには疑いがない。それなしに、途上国が国内市場だけで貧困を克服し、社会的厚生水準を高めることはまず不可能である。だからこそ、途上国は、IMF/世銀の構造調整融資や貧困削減戦略にも影響されて市場の開放と国内経済の自由化を推進してきた。にもかかわらず、上述のように経済格差や資源利用格差はますます拡大している。いったいなぜか。ここでは、3点だけ指摘しておきたい。

第一は貿易体制そのものの問題性である。もともとWTOは北の輸出国が優位となる仕組みを内包している。その上に、こうした北の輸出国はダブル・スタンダードを使い分けている [OXFAM INTERNATIONAL 2002]。とくに典型的なのはアメリカで、他国に対しては市場の大幅開放を要求しているのに、アメリカ産穀物は多額の補助金をつけて実質的なダンピング輸出を行っているばかりか、1996年農業法と2002年農業法で市場損失補償という名目で多額の農家所得補助を実施している。ダンピング輸出は、国際商品価格を低水準にとどめて、途上国にとっても食料自給に努める誘因を弱くしている。

第二は、交易条件の長期的悪化である。プレビッシュ=シンガー命題をまっまでもなく、途上国にとって主要輸出品の一次産品と輸入工業製品との交易条件は悪化の一途をたどっている。その理由はいろいろあるけれども、なんといっても未加工の一次産品と工業製品との不等価交換が最大の理由である。加え

て図1のように、途上国が産出する一次農産品の価格指数は、北の輸出品となっている穀物や牛肉よりも、価格が停滞的か低下傾向を示している。その背後には、多国籍企業による貿易支配や一次農産品への依存度の低下が存在しているように思われる。さらに、加工度の低い製造業や組み立て産業が途上国に進出してきても、そこで求められるのは低賃金による安価な製品の競争力のみで、わずかな賃金以外の利益のほとんどは本社のある北の国々に移ってしまうという問題もある。それはまさに、「低開発」の開発の固定化として把握できる。

第三は、累積債務を生む構造である。途上国の多くは重債務貧困国（HIPC）に位置づけられている。植民地支配の影響もあって、一般に途上国の民間資本はきわめて脆弱である。だから、設備も資本も海外に求めなければならない。このため、デット・サービス・レイシオが10を超えたり、債務とGDPの比率が

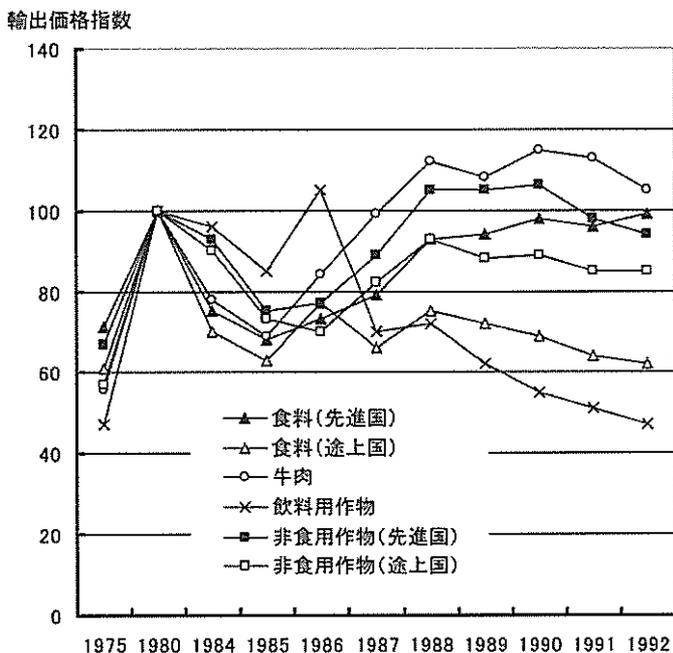


図1 一次産品の輸出価格指数（1980年=100）

資料）国際連合統計局『国際連合世界統計年鑑』（各年版）

数倍にも及んだりするような国さえ珍しくない。いくら外貨を稼いでも、債務の返済に回ってしまうのである。1980年代以降、資本の流れは南から北へと逆転しているが、そのことはこの問題の深刻さを示している。

つまり、途上国は総じて「世界市場における貿易を通じた開発から置き去りにされ」[ブラウン 1998: 187] てきたのである。このことが、途上国の経済的自立に対する最大の障害であるといっても過言ではないだろう。

### Ⅲ. 北の豊かさと消費者責任

かつて、国益と企業益と市民益は三位一体で、それぞれが不可分の関係にあるとみなされていた。しかしいまや、国益と企業益と市民益はかなり大きく乖離している。何よりも、多国籍企業の領域拡大と地球規模の競争激化が、その背景にある。WTOの主唱する貿易自由化は結局のところ、国家を超えようとする多国籍企業の活動に根柢を与える役割を果たしている。そこに、国家と多国籍企業との妥協による「多国籍企業国家」の形成を認めることができる。

その結果、何が起きているのか。「消費者主権」という美名の下で進んでいる自己決定権の剥奪である。チョムスキー [2003: 187] が言うように、1999年にモントリオールで開かれたバイオセーフティ・プロトコル会議はこの問題を如実に示している。この会議では当初、生命の安全性に一義的な優先順位を与えるために、その安全性が十分確認されていない遺伝子組み換え体 (GMO) 作物に対する予防原則を確立することが目指されていた。ところが、そうした予防原則は、貿易拡大の制約になるから認めるべきでないと結論づけられた。つまり、私企業の利益が人類の利益であるかのように主張することが通っているのである。人びとがGMOの実験対象になることを拒むためには、GMO企業が持ち込んだ、望んでもいない実験が有害であることを示す科学的根柢を提示しなければならない。押し売りの側には立証の責任がなく、買わないという側にその理由を示せという逆転した理屈である。実験台になることについてさえ自己決定権を認めないというのが、WTO体制下における「多国籍企業国家」

の意味するところなのである。

だが、このような自己決定権の剥奪は消費者が選択した結果でもある。消費者は、「消費が美德」と思い込み、生産力主義が用意した欲望の階梯をひとつでも上にのぼることを夢見た。そのためには、生産システムも消費システムも貿易拡大を前提としなければならなかった。いわば、生産と消費とトレードの三者の「共犯関係」によって、物的豊かさを実現してきたのである。

しかし、この豊かさは南の国々の犠牲の上に成立している。たとえば、表1を見よう。この表は、クリスチャン・エイドが消費者の最終支払い価格に占める流通段階毎の取り分を試算したものであるが、この表からマイケル・B・ブラウン [1998: 116, 127] は消費者が「店で1ポンド払うと、生産者の手に入るのは普通1ペンスか2ペンス」に過ぎないとし、「全体的にははっきりしているのは巨大多国籍企業と商品市場への操作の役割が大きくなるにしたがって、一次産品生産者のシェアが…確実に減り続けてきたということ」なのである。

なおバナナについては、鶴見良行 [1982: 207表11] がフィリピン産バナナを対象に、日本におけるCIF価格<sup>3)</sup>は小売価格の26%になる(1978年)と推定している。ここから海上輸送の運賃、保険料、積荷費用などを差し引けば、おそらく生産者の手に残るのは10%そこそこだろう。もっとも、大部分のバナナは大規模な多国籍アグリビジネスが生産も貿易も握っているので、むしろ農園労働者の労賃割合を問題にするほうが重要だろう。

一次産品生産者の取り分が少なければ少ないほど、生産量を増やさないと収入を確保できない。そのために環境を過剰使用し、あるいは環境規制を緩和して外国資本の進出を期待した。環境ダンピングである。南の人びとはいつかテレビを持てる、新しい家を建てることができると期待して増産に励んだが、残ったのは疲労感と破壊された環境と自分たちの食料にはまわらない土地利用だ

---

3) CIF価格とは貿易取引条件の一形態で、Cost, Insurance, and Freightの略である。つまり、輸出原価に保険料と海上運賃とを加えた額で取引をすること、またはその値段である。

表1 コーヒーとバナナの価格1ポンド中の価格配分

誰が何を得たか		コーヒー (インスタント)	バナナ	
生産国(生産者収入、国家税金など)		37.3p	11.5p	
生産国 以外へ 流出	輸送ならびに保険費用	4.5p	7.5p	
	熟成費用	—	19p	
	加工なら びに梱 包費用	材料費と人件費	13p	26p
		諸経費ならびに販売促進費	26.6p	11.5p
		製造業者の利潤と特許権使用料	7.1p	—
小売販売費用		9.9p	32p	
総 計		100p	100p	

出所) マイケル・B・ブラウン [1998:128] より一部変更の上転載

注1) pはペンス、100ペンスが1ポンド

注2) コーヒー、バナナの総計は100にならないが、引用文献の原表のままとした。

けだった。環境ダンピングは南の農民だけでなく、時にいわゆるブーメラン効果として北の消費者にも跳ね返ってくる。そのことに気づくこと、その問題性を自覚することがオルタナティブ・トレードの第一歩である。

#### IV. オルタナティブ・トレードの歴史<sup>4)</sup>

EFTA (European Fair Trade Association) [2001: 22-23] によると、アメリカの「一万の村」(Ten Thousand Villages、前身はthe Mennonite Central Committee Self Help Craft) とSERRV (現SERRV International) が1940年代後半に始めた南のある村との取引をもって、オルタナティブ・トレードの嚆矢と

4) 本研究のための現地調査は東南アジアおよびヨーロッパで実施した。このため、アメリカの動向については解明できていない。今後の課題である。

する。ヨーロッパで一番最初にオルタナティブ・トレード組織（ATO）として設立されたのは、オランダのFair Trade Organisatie（前身はS.O.S. Wereldhandel）で、カソリック系の政党に属する若手メンバーが中心的役割を果たした〔TRANSFAIR CANADA〕。キーコンセプトは、低開発地域における自助努力の支援である。1967年には、南の生産者グループからその生産物を輸入し、北で販売することを主目的とする組織形態に変更された。

Fair Trade Organisatieが南からの輸入を始めたのと同時期に、オランダの第三世界グループ（Third World Groups）は、Fair Trade Organisatieの手工芸品を扱うとともに、サトウキビから搾った蔗糖の輸入を始めた。そのキャッチコピーは「お買い物が南の貧しい人びとを救う」というものである。ここには、オルタナティブ・トレードの消費者に対する基本的アプローチのあり方が良く現れている。第三世界グループが1969年に第三世界ショップを設立すると、1970年代にはその動きはほぼ全ヨーロッパを席卷する<sup>5)</sup>。

ATOが多数設立され、それぞれの活動を始めると相互に連絡・調整する組織が必要になる。1989年には40のATOが集まって、国際オルタナティブ・トレード連盟（International Federation for Alternative Trade, IFAT）を設立したし、また1990年にはヨーロッパ9国から12のATOが集まってヨーロッパ・フェアトレード連合（EFTA）を結成した。EFTAは、基本的に南の生産物を輸入するEUの「お買い物」ATOのネットワーク組織（スイス以外はすべてEU）であるが、IFATには世界中のATOばかりか、南の生産者グループが加入しているという特徴がある。2001年段階でIFATには48カ国から148の組織・集団が結集している。したがって、IFATの場合にはフェアトレード製品を輸入するだけでなく、南の生産者の実情を認識し、その改善を図ることにまで視線が及んでいるといえよう。

---

5) 1994年には、ヨーロッパにおけるおよそ3000の第三世界ショップを代表する13カ国15組織が集まって、相互の協同と調整を図るためにヨーロッパ第三世界ショップネットワーク（NEWS, Network of European World Shops）を結成している。

こうして次第に、オルタナティブ・トレードが拡大してくると、フェアトレード商品の市場拡大が意図されるようになる。1980年代半ば以降、この傾向が顕著で、とくにスーパーマーケットなどの大型小売店に進出しようとする動きが強まってきた。そうになると、何がフェアなのか、その基準を明示しラベルによって認証することが必要となる。世界最初のフェアトレード・ラベルは、1988年にオランダで発行されたMax Havelaarという商標だった。それに引き続いて、複数の組織が相次いで独自のフェアトレード・ラベルを発行し始めたので、混乱を避けるために、1997年にFLO (Fair Labelling Organisations International) が設立された。その主な任務は、農産物に対して国際的に共通したラベル付けができるようにするために、ATOおよび生産者間の調整を行うこと、すなわち生産者の登録とモニタリング、ATOを含む貿易業者との契約、国段階のATOへのライセンス供与にある。2002年5月に行われたある調査によると [THE FAIRTRADE FOUNDATION]、フェアトレード・マークの認知度は2001年の19%から24%へと増加し、認知している回答者の71%がマークの意味を正しく理解していた。

オルタナティブ・トレードへの信頼性と社会的な認知が高まってくると、経済的な実績も着実な伸びを示すようになる。EFTA (European Fair Trade Association) [2001: 23] によると、ヨーロッパには64800ヶ所のフェアトレード商品の取り扱いポイントがあり、その売上額合計は少なくとも2億6千万ユーロにのぼっている。Fairtrade Foundation [THE FAIRTRADE FOUNDATION] によると、コーヒー、ココア、紅茶、蜂蜜、オレンジジュース、砂糖、バナナなどのフェアトレード商品はメンバー国の当該市場について全体で15%に達している。さらに、主流の生産物の一翼を担っている場合さえある。たとえば、スイスでは市中で売られているバナナの20%がフェアトレードによるものとなっているし、オーストリアでは有機コーヒー市場の70%をフェアトレード生産物が占めている。生産者は36カ国にわたり、全体で350グループ、家族も含めると450万人がフェアトレードにかかわっているという報告もある [MRDF]。

オルタナティブ・トレードの拡大はATOの数や取り扱い金額の増加だけでは

なく、ATO連合組織の力量を着実に向上させてきた。その結果、ATO連合組織はいまやキャンペーンやアドボカシー活動、さらに議会等におけるロビー活動にも積極的に取り組み、一定の政治的力を発揮するようになってきている。二つ例示しよう。

ひとつは、OXFAMが1998年夏にコーヒー・チャレンジという名前で展開したキャンペーンである。それは世界のトップ企業のCEOに対して、フェアトレードのコーヒーをレストランなどに備えるように求めるものだった。いくつかの大企業はこのキャンペーンに答えたが、ネスレやカドベリィ・シュワッペのような食品企業はむしろ、フェアトレードという特定ブランドを支持することは市場経済になじまないし、その定義も不備だらけだという理由でこのキャンペーンを非難した。ここでの注目点は、コーヒーという限られた商品ではあるが、フェアトレード商品が大企業にとって無視し得ない、あるいはいささか気に障る段階にまで来ているということである。

もうひとつは、EUの政策枠組みの中に影響力をもち始めていることである。1999年に欧州委員会はフェアトレードを共通農業政策の中に組み入れることを決定し、フェアトレードに対する支持を財政的・法制度的側面において強化するとの文書を公表した。さらに、フェアトレードをWTOミレニアム・ラウンドの戦略に組み込もうとさえしていた [TRANSFAIR CANADA; EFTA]。

以上のように、ヨーロッパのオルタナティブ・トレードは「フェアトレード」を旗印にバナナ、コーヒー、ココア、紅茶、蜂蜜などでかなり目覚ましい伸びを示している。これらの品目ではもはや、フェアトレード生産物をニッチ市場と位置づけるのをためらわざるを得ないほどになっている。

## V. 日本におけるオルタナティブ・トレードの展開

日本でも、フェアトレード・ショップや第三世界ショップの増加は目覚ましい。Developing Worldのリンク集にはオンライン・ショップを含めて約150の店舗やNGOが名を連ねているし、またグローバル・ヴィレッジ [フェアトレード・

カンパニー]によると、フェアトレード・ショップは全国で500軒にまで達している。だが、取り扱う商品は雑貨や民芸品や衣料品、あるいはインテリアなどが中心で、農産物を扱うところは限られている。

そうした中で、ATJ（オルター・トレード・ジャパン）は、砂糖やバナナ、コーヒーなどの農産物以外に「エコシュリンプ」も扱うという点で特異性を持っている。そこで、ATJについて少し振り返っておくことにしたい [ATJ; 堀田 1995; 伊藤ら 1999; 内橋 1995]。

ATJは日本におけるオルタナティブ・トレードの草分けである。直接のきっかけはフィリピン・ネグロス島の救援キャンペーンだといってよいだろう。ネグロス島では少数の地主が農地の大半を所有し、サトウキビのプランテーション経営を行っていた。島民たちは、砂糖産業かプランテーションの低賃金労働者として生活を立てていた。ところが、1980年代初めに砂糖の国際価格が暴落して、プランテーションの経営が悪化し、その結果、多数の島民たちが職を失った。モノカルチャーの土地利用と土地所有の集中によって、島民たちは食料を自給する手段さえなく、飢餓に直面せざるをえなかったのである。

こうした状況に対して1986年に日本ネグロス・キャンペーン委員会（JCNC）が設立され、翌年には食料や衣料品などの援助だけでなく島民たちの経済的自立を支援するために黒砂糖（マスコバス糖）の直接輸入を始めた。その際に、必要不可欠な物流を担う組織としてオルタ・トレード社（ATC）がネグロス島に設立された。これが日本におけるオルタナティブ・トレード（同委員会では民衆交易という用語を使った）の最初である。そのねらいは、土地や資本だけでなく流通手段も一部富裕層に握られていて生産物を安く買い叩かれてしまうことが貧困の大きな原因になっているとの認識に立って、流通手段を農民たちの手元に確保するということにあった。

1988年になると、会員消費者からの希望が多かった有機バナナの輸入を目的に準備会が作られた。翌年、生協連合グリーン・コープと共同で試験輸入を行い、幾度かの失敗を経た後に定期的な輸入が始まった。その担い手組織がATJである（設立は1989年10月）。1990年になると、生協および有機農産物の流通

事業体と連携して、ネグロス島のバランゴン・バナナが大量に輸入されるに至った。しかし、順調に取引が拡大するかに見えた矢先に台風が襲われたり連作障害が発生したりする。ここから、村人自身の自立に向けた組織化や計画の重要性、さらにはモノカルチャーの生産拡大への反省と農法の見直しが強く自覚されるようになった。ここにおいて、貿易から消費と生産の双方に対してそのあり方を問い直すというまさにオルタナティブな段階へと新展開を見せたのである。この間に、1992年にはインドネシアから伝統的粗放的な養殖方法によるエコシュリンプを輸入するようになり、また1993年にはエクアドルの無農薬コーヒーを輸入するなど取り扱い品目を拡大した。

以上のように述べてくると、台風や連作障害を奇貨として順調に発展してきたかに見える。しかし、ATJの10年間を省みて、代表取締役の堀田正彦は次のように述懐している。「経済活動というのは、それがどれほど『オルタナティブ』であっても、現実の『結果』をいやというほど伴うものである。オルタナティブを目指すのであればあるほど、実際の経済状況に打ち勝てる実力が要求される」[伊藤ら 1999: 6]。いわばオルタナティブ・トレードの思想性だけでは、運動の持続性が保証され得ない。経済性とも向き合いながら、いかにオルタナティブな世界を展望するのかという重い課題に直面しているのである

## Ⅵ. オルタナティブ・トレードとは何か

表2は、主としてヨーロッパを拠点とする代表的ATOによるフェアトレードの定義を整理したものである。オルタナティブ・トレードではなくて、フェアトレードについて整理したのは、ヨーロッパのATOの多くが最近ではその出自を問わず、自らをフェアトレード組織として位置づけているからである。

この表から分かるように、オルタナティブ・トレードの考え方が登場したころと比べると、主流派の貿易体制によって搾取され限界化された生産者というような、ある意味ではステレオ・タイプのな認識が後退して、市場への信頼あるいはその活用というスタンスが少し強くなっている。IFATへの聞き取りによ

表2 フェアトレードの定義

組織名	目的	定義・条件
FINE	貿易における広範な公正性	対話と透明性と相互尊重に基づく貿易パートナーシップ
EFTA	生産者-消費者チェーンの短縮	南の生産者：意志決定過程への参加、生産者組合の強化 北の消費者：中間業者の排除・公正な価格の支払い、一部前払い
IFAT	南の貧困軽減	情報公開、全関係者の力量向上、公正価格設定（前払い含む）、女性の地位の向上、生産者労働環境の向上、環境負荷の少ない生産
FLO		民主的運営、再生産保証の最低価格、前払いまたは融資機会、長期安定契約
Fairtrade Foundation	小農民及びプランテーション労働者の生活向上	小農民：民主的で参加型の協同組合ないし組織に加盟 労働者：賃金水準、労働組合への加入権、良好な住居 貿易業者：価格プレミアム、前払い、長期的計画的契約

注) FINE：FLO、IFAT、NEWS、EFTAそれぞれの頭文字をとった運合会  
EFTA：European Fair Trade Association  
IFAT：International Federation for Alternative Trade  
FLO：Fair Labelling Organisations International

ると、オルタナティブ・トレードというのはラディカルな意味を含んでいるので、ヨーロッパではより穏健な用語であるフェアトレードに転換してきているという。前述したように、スーパーマーケットや普通の企業が販売拡大の相手として重みを増し、ATO自身の経営もプロフェッショナル化の波に見舞われているからだと推測される。もう少し踏み込んで言えば、フェアトレードは南の人びとを市場のプレーヤーとなることができるまで支援するのであって、フェアトレードへの過剰依存を肯定するわけではない。自立とは、そういうことである。だから、自立的な参加ができるように、貿易ルールや貿易システムをフェアなものに変更しようとする。いわば、「修正市場主義」としての方向づけである。

こうした方向の現実的有効性は認めつつも、やはり、1999年のIFAT年次総会で同意されたように、フェアトレードとはそもそも、旧来の（conventional）国際貿易に対するオルタナティブなアプローチであり、限界化され不利な立場におかれている、とくに南の生産者との間に結ばれる持続的な発展のためのパートナーシップであるという原則を再確認する必要があるのではないか。この点を抜きにすれば、「フェアトレード」という名前をつけた貿易商社と変わら

なくなるからである。ただし、このことは貿易商社がフェアトレードを実践できないということを意味しているのではない。

ところで、ブラウン [1998: 290] は「オルタナティブ・トレードとは、貿易の相手同士が第一世界と第三世界の間のより平等な立場の財の交換を、意識的に模索しあう貿易システムを指す」と定義し、その目的として「より公正な関係を模索することに加えて、第一世界と第三世界の消費者と生産者の間により直接的な関係を作り上げ、自律的な開発のために生産者が援助を必要とすることを消費者に広く理解させること」に定めている。

では、オルタナティブたるゆえんはどこにあるのか。再びブラウン [1998: 294] によると、「オルタナティブの真髄は、消費者がある製品に何が入っているかというだけでなく、生産者は誰か、生活状態、労働条件はどうか、生産者は労働から何を得ているか、その労働が環境にどんな影響を与えるか、などについての真実を知るべきだということにある」。というのは、「20世紀システム」[池上 2000] の下で主流派トレードが生産と消費を峻別し、専門特化による分業の利益を追求したために、生産者と消費者が互いに無関心となり、食品の安全性や表示、南北問題の深刻化などさまざまな不都合が生じてきたからである。

「20世紀システム」が分離を社会の基底においてきたとすれば [池上 2000]、オルタナティブ・トレードは統合、少なくとも連帯と協働に基づこうとしている。フェアトレードに関するガイドブックを著したデヴィッド・ランサム [RANSOM 2001: 122-123] もこの点は明確に自覚して次のように述べている。「オーソドックス経済学は、世界を手際よく二つに区分する能力を十分に発揮している。貸し方と借り方、資産と負債、利益と損失、供給と需要、生産者と消費者などがその例である。この経済学は、二つに区分されたそれぞれがある種のバランスあるいは均衡に到達すると述べているが、実際にはそのことを証明する歴史的事実はない。…日々の暮らしは猥雑な曖昧さの中にあり、現実の間は消費者でも生産者でもなく、完全にどちらか一方だけに規定されるものでもなく、同時に両方でありうる」(引用者訳)。

つまり、オルタナティブ・トレードは、生産者の自立支援を超えて、生産者

と消費者の間に関係性をつむぎだし、そこから生産と消費の提携、統合という新しい段階へと足を踏み出しつつあるのである。いわば、国境を超えた市民レベルの製販同盟の成立である。

## Ⅶ. お わ り に

オルタナティブ・トレードという名称を冠するかぎり、それはトレード（交換）の一形態である。だから、今後、交換についての理論的検討を深める必要がある。ここではそのための導入的検討を行い、本稿のまとめとしたい。

現在、交換というと市場を介した交換が一般的であると考えられている。別の文脈ではあるが、そうでない理解としては市場から内部組織へという立場がある。ただ内部組織は市場の取引費用を削減するという点において対置される概念であり、その意味では市場を前提とした「対の概念」であるといえる。いずれも貨幣を評価手段としており、それによる価値評価を伴っている。このような交換は歴史的に見ても人間の全体的社会生活から見てもたいへん限定的な交換である。それに対して、たとえば対価を期待しない愛の経済とか、貨幣を媒介しない互酬性とか、市場経済的關係に労働蓄積を依存しない経済など、現段階でも世界的にはより広いトレードの一般形態が存在している。市場における限定交換に対して、このような交換はより広いパースペクティブを持つ一般交換と位置づけることができる。

オルタナティブ・トレードも、おそらくこの一般交換の文脈に位置づけて考察することが必要のように思う。というのは、その基本的な目的は主流派トレードにおける南と北の不等価交換を乗り越えることにあり、限定交換の下での交換価値の等価性を求めるものではないからだ。すなわち、価値の対等性は使用価値に源泉があるとの理解に立って、その根源には同じ1時間の労働が異なった交換価値を生み出す不条理への懐疑があるように思われてならないからである。もう少し言い換えれば、南と北の経済格差、政治格差、情報格差を生み出している不等価交換の実体と本質は何か、という問いかけである。そこから、

北の過剰な資本と南の過剰な労働という過剰性を解き明かす光明や、貿易と環境、あるいは貿易と労働基準のかかわりを解きほぐす道筋が見えてくるかもしれない。これが筆者なりのオルタナティブ・トレードに寄せる期待である。

### 引用・参考文献

池上甲一

2000『日本農村の変容と20世紀システム』『年報村落社会研究』36。

2003『大規模開発型から住民参加型のODAへ』満田久義（編）『現代社会学への誘い』朝日新聞社。

伊藤千尋・岡本和之・加納啓良・藤林 泰・佐竹眞明・安田節子

1999『国境なき時代の台所から 見えない構図—グローバルイゼーション』株式会社オルター・トレード・ジャパン。

内橋克人

1995『共生の大地』岩波新書。

A・V・クレブス

1993『穀物輸出の利益は農民でなくアグリビジネスに』『アメリカは自由貿易に反対する』（現代農業1月増刊号）農文協。

国際連合統計局

『国際連合世界統計年鑑』（各年版）原書房。

谷口 誠

2001『二一世紀の南北問題 グローバル化時代の挑戦』早稲田大学出版部。

鶴見良行

1982『バナナと日本人』岩波新書。

ノーム・チョムスキー

2003『グローバリズムは世界を破壊する』明石書店。

堀田正彦

1995『台所からアジアを見よう バナナ』株式会社オルター・トレード・ジャパン。

マイケル・B・ブラウン

1998『フェアトレード 公正なる貿易を求めて』新評論。

EFTA (EUROPEAN FAIR TRADE ASSOCIATION)

2001 *Fair Trade Yearbook: Challenges of Fair Trade 2001-2003*. EFTA.

GOLDSMITH, E.

1990 The Uruguay Round: Gunboat diplomacy by another name. *The Ecologist*, 20(6).

OXFAM INTERNATIONAL

2002 *Rigged Rules and Double Standards: Trade, Globalisation, and the Fight against Poverty*. Oxfam International.

RANSOM, D.

2001 *The No-Nonsense Guide to Fair Trade*. New Internationalist Publications Ltd, Oxford, UK.

UNDP (UNITED NATIONS DEVELOPMENT PROGRAM)

1999 *Human Development Report 1999*. UNDP.

### オンライン引用・参考文献

フェアトレード・カンパニー (グローバル・ビレッジ、フェア・トレード事業部門)

[http://www.peopletree.co.jp/pages/ptshop\\_3.html](http://www.peopletree.co.jp/pages/ptshop_3.html) 2003/03/21

ATJ (オルター・トレード・ジャパン)

<http://www.altertrade.co.jp>

EFTA (EUROPEAN FAIR TRADE ASSOCIATION)

<http://www.fetafairtrade.org/Document.asp?DocID=59&tod=164350> 2003/03/21

MRDF (METHODIST RELIEF and DEVELOPMENT FUND)

<http://www.mrdf.org.uk/Partners/UK,%20Fairtrade%20facts.htm> 2003/02/20

THE FAIRTRADE FOUNDATION

<http://www.fairtrade.org.uk/> 2003/03/15, 2003/04/01

TRANSFAIR CANADA

<http://www.transfair.ca/fairtrade/eu-communication-pr.html> 2000/11/19